



平成19年(2007年)
6/5
第1136号

発行：小平市
編集：財務部
税務課
〒187-8701
小平市小川町二丁目
1333番地
☎042(341)
1211(代表)

市報 こだいら

**市民税・都民税
固定資産税号
特集**

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール info@city.kodaira.tokyo.jp

市では、法律や条例などに基づいて税に関する事務を行っています。

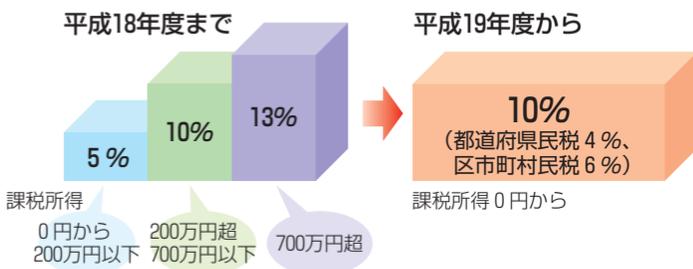
この特集号ではおもて面で、平成19年6月から大きく変わった市民税・都民税(住民税)の内容、うら面で固定資産税のバリアフリー改修・耐震改修に伴う減額の適用や路線価など、日ごろから問合せの多い市の税金について、ご説明します。

平成19年から 税源移譲によって **市民税・都民税(住民税)が変わりました**

国から地方へ3兆円の税源移譲が行われることに伴い、所得税と住民税の税率が変わりました。

ほとんどの方は、すでに1月から所得税が減少しています。6月からはその減少分だけ、住民税が増加することになります。

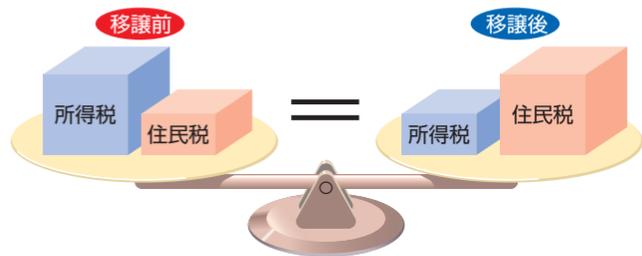
税源移譲により、住民税額が変わりました



税源移譲により、住民税(所得割)の税率が一律10%になります。

多くの方の場合、住民税額が増えます。

しかし国から地方への税源の移し替えが目的なので平成18年の所得税と住民税を合わせた額と、平成19年の所得税と住民税を合わせた額は基本的に変わりません。



税率が変わる時期

所得の種類	住民税	所得税
給与所得		平成19年1月から
事業所得	平成19年6月から	平成20年3月の確定申告から (予定納税は平成19年7月から)
年金所得		平成19年2月から
退職所得	平成19年1月から	平成19年1月から

モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

●独身者の場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	住民税	所得税	合計	住民税	所得税	合計	
300万円	64,500円	124,000円	188,500円	126,500円↑	62,000円↓	188,500円	0円
500万円	163,000円	258,000円	421,000円	260,500円↑	160,500円↓	421,000円	0円
700万円	307,000円	474,000円	781,000円	404,500円↑	376,500円↓	781,000円	0円

●夫婦+子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前			税源移譲後			負担増減額
	住民税	所得税	合計	住民税	所得税	合計	
300万円	9,000円	0円	9,000円	9,000円	0円	9,000円	0円
500万円	76,000円	119,000円	195,000円	135,500円↑	59,500円↓	195,000円	0円
700万円	196,000円	263,000円	459,000円	293,500円↑	165,500円↓	459,000円	0円

※夫婦+子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止されるなどの影響があることにご留意ください。

税源移譲とは?

今回の税源移譲では、国に納付される所得税を減らし、地方自治体に納付される住民税を増やすことで、財源を国から地方に移します。これにより、地方自治体は、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを行うことができるようになります。

※税源移譲は全国の地方自治体で実施されます。

定率減税の廃止で税負担が増えます

- 定率減税は景気対策のための特例措置として平成11年度に導入されたものですが、経済状況の改善などを踏まえ廃止されました。平成19年1月分からの所得税、平成19年6月以降に納めていただく住民税から適用されます。
- 税源移譲による税負担は変わりません。定率減税が廃止されることにより、税負担が増えます。

モデルケース 定率減税の廃止による負担変動(年額)

●夫婦+子ども2人・給与収入700万円(年額)の場合

	平成18年	平成19年
住民税	196,000円	293,500円
・定率減税	△14,700円	
所得税	263,000円	165,500円
・定率減税	△26,300円	
合計	418,000円	459,000円

※子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

- ◆各モデルケースの住民税(年額)は、所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。
- ◆小平市ホームページからも住民税の試算ができます。
(<http://www.city.kodaira.tokyo.jp> トップページ→くらしの情報→税金→個人の住民税へ)

改正前

所得税：税額の10%相当額を減額
(12.5万円を限度)
住民税：税額の7.5%相当額を減額
(2万円を限度)

改正後

所得税：廃止
住民税：廃止

この面に関する 問合せ

小平市財務部税務課
市民税普通徴収係
☎042(346)9522
市民税特別徴収係
☎042(346)9523